

【EU】テロとの闘いと各国刑事法の整備状況

主幹 海外立法情報調査室 加藤 浩

* 2014年9月5日、欧州委員会は、加盟国がテロの公然の挑発等を犯罪とみなして刑事法を整備しているか等について、報告書を公表した。

1 背景

2008年11月28日、EU理事会は、「テロとの闘いに関する枠組決定（2002/475/JHA）を改正する2008年11月28日の理事会枠組決定（2008/919/JHA）」（以下「FD2008」（注1））を採択した。これは、従来のテロとの闘いに関するEU理事会の枠組決定（2002/475/JHA）（注2）を、テロリズムが一層激化しインターネット等を経由して拡散していく状況を踏まえて改正するもので、EUのテロ対策を拡充・強化する取組の一環であった。そして、このFD2008においては、テロの公然の挑発、テロの要員募集及びテロの訓練の3つの行為に関して、テロ活動に関連する犯罪に該当するものとして、加盟国が必要な措置を取る等が盛り込まれていた。

2014年9月5日、欧州委員会は、『FD2008の実施に関する欧州議会及び理事会への報告書』（COM(2014)554final、以下「報告書」）（注3）を公表し、上述の3つの行為に関する加盟国の刑事法の整備状況等を明らかにした。

2 各国の法整備の状況

大部分の加盟国は、刑法典の改正によって、上述の3つの行為を犯罪として取り扱う措置を実施している。ただし、報告書公表時点においては、アイルランドとギリシャが、まだ必要な法制化を行っていない。

(1) テロの公然の挑発

ドイツやイギリス等では、テロ犯罪の実施を扇動する言説を公然と宣伝することを、明示的に犯罪とみなす規定を設けている。一方、フランス等では、単なる「扇動」といった一般的な表現で犯罪を規定しつつ、その「扇動」が直接的に特定の人物による特定のテロ犯罪に結びついた場合（以下「直接的扇動」）にのみ、当該の扇動行為を犯罪とみなしている。欧州委員会は、「直接的扇動」のみを犯罪とみなすことは、例えばインターネット上で不特定多数を対象に行われる、テロ犯罪の危険を有する行動を扇動する意思を持った公然の挑発を犯罪とみなせないリスクがあるとしている。

(2) テロの要員募集

デンマークでは、定義を拡大して資金調達の行為まで含めて罰している。ドイツ、イギリス及びフランス等では、「テロリストの組織の支援」や「陰謀への参加」等の表現を用いてテロの要員募集を犯罪と規定している。欧州委員会は、ドイツ等の表現では、何らかの計画や組織的枠組と関連のない「単独で活動するテロリスト」の募集（勧

誘)を、犯罪とみなし得ない潜在的リスクがあるとしている。

(3) テロの訓練

ドイツやイギリス等では、テロの訓練・教育を受ける側の者も明確に処罰の対象としている。フランスの場合、「犯罪者の連携」という概念と関連付けてテロの訓練を犯罪としており、テロリスト集団との明確な関連性を持たない訓練用物資・教材の単なる配布が犯罪要件を構成し得るのかが不明確な規定になっていると、欧州委員会は考えている。

3 欧州委員会の所感等

欧州委員会は、アイルランドとギリシャに遅滞なく必要な措置を取るよう督促するとしている。また、大部分の加盟国が FD2008 を概ね遵守している一方で、「直接的扇動」のみを限定的に犯罪とする規定や、「単独で活動するテロリスト」の募集（勧誘）に関する取扱いには、潜在的な懸念が多く存在するとしている。さらに、テロに対抗するための法制が基本的な諸権利に及ぼす影響について、法的明確性、テロの準備をしている等の（予備的性質の）行為に係る犯罪に対する刑罰の軽重、言論の自由と公然の挑発との間の潜在的緊張関係に関する議論が加盟国で見られたことにも言及している。そして、欧州委員会は今後も FD2008 等の枠組決定の有効性と影響を点検し続けると結んでいる。

なお報告書は、加盟国における上述の3つの行為の幫助に関する刑事法上の取扱いや刑罰の水準についても記述している。また報告書の付属資料として出された『委員会スタッフ作業文書』（SWD(2014)270final）（注4）には、今回の調査に該当する刑事法の条文番号等が国別に掲載されている。

注(インターネット情報は2014年10月21日現在である。)

(1) COUNCIL FRAMEWORK DECISION 2008/919/JHA of 28 November 2008 amending Framework Decision 2002/475/JHA on combating terrorism. <<http://old.eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:330:0021:0023:EN:PDF>>

(2) COUNCIL FRAMEWORK DECISION of 13 June 2002 on combating terrorism (2002/475/JHA) <<http://old.eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:164:0003:0007:EN:PDF>>

(3) “REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL on the implementation of Council Framework Decision 2008/919/JHA of 28 November 2008 amending Framework Decision 2002/475/JHA on combating terrorism,” COM(2014)554final, 2014.9.5.<<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52014DC0554&qid=1413898503968&from=EN>>

(4) “COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Accompanying the document REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL on the implementation of Council Framework Decision 2008/919/JHA of 28 November 2008 amending Framework Decision 2002/475/JHA on combating terrorism COM(2014)554final,” SWD(2014)270final, <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52014SC0270&qid=1413963405644&from=EN>>